

鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）実施要綱の
一部を改正する要綱

鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）実施要綱（令和2年鹿屋市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この要綱は、高齢者の虚弱状態の改善、要介護状態になることの予防等、在宅で自立した生活を継続できるよう支援するため、鹿屋市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第249号。以下「実施要綱」という。）第4条第1号ア（ウ）に規定する高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

第4条中「この事業」を「事業」に改め、「（以下「事業対象者」という。）」を削り、「実施要綱第4条第1号イ」を「鹿屋市高齢者筋力向上トレーニング事業（通所型サービスC）実施要綱（平成28年鹿屋市告示第252号）」に改め、「トレーニング事業」の次に「（以下「通所型サービスC」という。）」を、「必要であるもの」の次に「（以下「事業対象者」という。）」を加える。

第5条第1項中「この事業」を「事業」に改め、同項第1号中「鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業実施計画書（別記第1号様式）」を「鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）実施計画書（別記第1号様式。以下「事業実施計画書」という。）」に改め、同条第2項中「この事業」を「事業」に、「（以下同じ。）を」を「（以下同じ。）が」に、「居宅に訪問させる」を「居宅を訪問する」に改め、同条第3項中「1時間以内」を「1時間程度」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 サービスの提供回数は従事者1職種当たり3回を限度とし、提供期間は通所型サービスCの利用期間内とする。

第14条中「必要な」を「事業の実施に関し必要な」に改め、同条を第17条とする。

第13条中「第11条及び第12条」を「第13条及び前条」に、「当該事業を受託する事業者」を「当該受託者」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の1条を加える。

(遵守事項)

第16条 従事者は、その業務を行うに当たっては、関係法令、条例、規則その他関係規定を遵守し、職務上の指示に従わなければならない。

第12条第1項中「当該利用者に係る」を削り、同条を第14条とし、第11条を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条の見出し中「受託者の」を「守秘」に改め、同条中「受託者」の次に「及び従事者」を加え、「利用者身上」を「利用者の身上」に改め、同条に後段として次のように加える。

その職を退いた後も、また、同様とする。

第9条を第11条とする。

第8条中「事業を受託する事業者（以下「受託者」という。）」を「受託者」に、「鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業実施報告書（別記第2号様式）」を「事業実施報告書」に、「事業終了」を「事業を実施した月」に改め、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「費用」を「利用者の費用」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項を次のように改める。

第3条の規定により事業の一部を委託する場合において事業を受託する事業者（以下「受託者」という。）及び従事者は、当該利用者の介護予防ケアマネジメントを行う事業者（以下「介護予防ケアマネジメント事業者」という。）に対する情報提供を行うため、利用者に対するサービスの提供を開始したときは事業実施計画書を、利用者に対するサービスの提供を実施した月は当該実施月の翌月10日までに、鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）実施報告書（別記第2号様式。以下「事業実施報告書」という。）を、当該介護予防ケアマネジメント事業者に提出しなければならない。

第6条第2項を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(サービス単価)

第8条 事業のサービス単価は、1回当たり6,000円とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(サービスの提供方法)

第6条 従事者は、事業の趣旨を理解した上で、介護予防ケアマネジメントにより

作成された利用者のケアプランに基づき、前条に規定するサービスを提供するものとする。

別記第 1 号様式及び別記第 2 号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第5条、第7条）

鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）実施計画書

事業者名：

利用者名		訪 問 先	
目 標			
訪問指導予定の項目・目標		訪問指導予定の具体的内容	
1 回目			
2 回目			
3 回目			

利用者署名

計画者署名

第2号様式（第7条、第10条関係）

鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービスC）実施報告書

事業者名：

利用者名		訪 問 先	
目 標			
訪問日時		訪問指導内容	
1 回目【指導者氏名】			
年 月 日 () 時 分～ 時 分 【 】			
利用者署名又は印			
2 回目【指導者氏名】			
年 月 日 () 時 分～ 時 分 【 】			
利用者署名又は印			
3 回目【指導者氏名】			
年 月 日 () 時 分～ 時 分 【 】			
利用者署名又は印			

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行し、この要綱による改正後の鹿屋市高齢者短期集中予防サービス事業（訪問型サービス C）実施要綱第 8 条及び第 9 条の規定は、同日以後に事業の利用者に提供するサービスから適用する。